

理事長就任にあたって

岡本 直幸

神奈川県立がんセンター

新年に入り、また、年度末を迎える季節となり、皆様方におかれましては日々ご多忙のことと拝察いたしております。

昨年の9月に山形市で行われました「平成18年度地域がん登録全国協議会総会」におきまして理事長を拝命いたし、微力ながらお引き受けすることにいたしました。どうぞ、よろしく願い申し上げます。私は、初代理事長の藤本伊三郎先生のような論理的思考は持ち合わせていませんし、前任の大島明先生のようなバイタリティ溢れる活動家でもありませんので、地域がん登録を低迷させてしまうのではないかと、内心忸怩たる思いがしています。とはもうしましても、事務局長に味木和喜子先生、事務局主事に松田智大先生が就任なされたので、会の運営は十二分に安心ですのでご心配は無用と思えます。

この地域がん登録全国協議会は平成4年12月に設立されました。藤本先生、大島先生をはじめ、多くの先輩理事、道府県の医師会ならびに地域がん登録を統括する主管課の方々、そして地域がん登録の実務を担当されている診療情報管理士や事務の方々の弛まない努力のもとで、じっくりと地域がん登録を育てながら基礎固めが進められて、今日に到ったものと思っております。しかし、順風満帆ではなく、多くの試練と紆余曲折がありました。最も大きな壁となって立ち上がった問題は「個人情報保護法の制定の動き」でした。この問題を現実のものとして強烈に感じたのは、1999年9月にポルトガルのリスボンで開催されたIACRのミーティング会場でした。当時、厚生省におられた瀬上清貴先生がフランスのリヨン(IARC)から急遽リスボンへ来られ、日本の動きと世界の個人情報保護の現状調査のことを間接的に聞きしてからです。帰国後、内閣情報通信技術(IT)戦略本部個人情報保護法制化専門委員会によってヒアリングが行われ、厚生省、日本医師会、日本疫学会、日本公衆衛

賛助団体 (敬称略、順不同)

(財)日本対がん協会

(財)大阪対ガン協会

明治安田生命保険相互会社 第一生命保険相互会社

アメリカンファミリー生命保険会社

(財)大同生命厚生事業団

三共株式会社

アストラゼネカ株式会社

富士レビオ株式会社

中外製薬株式会社(大阪)

伏見製薬株式会社

大鵬薬品工業株式会社

ワイズ株式会社

堀井薬品工業株式会社

大塚製薬株式会社

シュERING・プラウ株式会社

中外製薬株式会社(本社)

ノバルティスファーマ株式会社

ファイザー株式会社

大日本住友製薬株式会社

アムジェン株式会社

株式会社ヤクルト本社

グラクソ・スミスクライン株式会社

株式会社ウィッツ

生学会等の要望や声明とともに地域がん登録全国協議会も要望を提出しています。その結果、個人情報保護法の第16条の「利用目的の制限」と第23条の「第三者提供の制限」のなかで、「公衆衛生の向上」という項目の例外規定が設けられたと思っています。このヒアリングは何度も行われ、藤本伊三郎先生、大島明先生、津熊秀明先生の並々ならぬご努力が大きく実を結んだものと思っています。

このような諸先輩のご努力の中で地域がん登録は徐々に市民権を得つつあると思っています。2003年5月に施行された健康増進法の第16条で「国および地方公共団体は、(中略)がんなどの生活習慣病の発生の状況の把握につとめなければならない」と規定され、2004年から開始された第三次対がん新10ヵ年総合戦略事業では、キャッチフレーズを「がん罹患率と死亡率の激減を目指して」として、分野7において「がんの実態把握と、がん情報・診断技術の発信・普及」(祖

目次

就任にあたって.....1	第28回IACR参加報告.....9
退任にあたって.....2	第15回総会研究会報告.....10
地域がん登録制度の確立.....4	第16回総会研究会案内.....11
第2期事前調査概要.....4	事務局移転について.....12
がん対策情報センター開設.....6	関連学会一覧.....12
登録室便り.....8	

父江班) が主題として取り上げられました。また、昨年の 2006 年 5 月には「がん対策基本法」においても第 17 条第 2 項において「国及び地方公共団体は、がん患者のがんの罹患、転帰その他の状況を把握し、分析するための取組を支援するために必要な施策を講ずるものとする。」と定められました。

このように、地域がん登録にとっては追い風が吹いていると思われそうですが、未だ対応すべき問題が残っています。それは、先に述べたいずれの法も「地域がん登録の実施」という直接的な表現を用いてはいないことです。私たちは、がん罹患の把握方法は「地域がん登録」による方法しかないことから、法の指し示すところは「地域がん登録」であると思っていますが、各道府県市の条例や個人情報審議会や審査会ではそのようには認めていないところも存在しています。

本協議会では、これらの問題に対処し解決をはかるために、幾つかの働きかけを行っています。1 つは、2006 年の 9 月の山形市での総会において「声明文」を發表し、「がん登録法(仮称)」の制定あるいは「がん対策基本法」のなかに「地域がん登録の実施」との記載を要望したところです。もう 1 つは、本年 2007 年 4 月より施行される「がん対策基本法」によって、政府は「がん対策推進基本計画」を策定する必要があり、都道府県は「都道府県がん対策推進計画」を策定しなければなりません。そのため、厚生労働省のがん対策推進室が主催した「がん対策の推進に関する意見交換会」の第三回目の会で、多くの学術団体の 1 つとして地域がん登録全国協議会は要望を述べました。その骨子は 2 点で、1 つは「腫瘍登録士」の養成と資格認定のこと、もう 1 つは「地域がん登録を支える法的根拠を明確にさせていただくこと」です。いずれも「地域がん登録」の根幹に関わる場所ですので、慎重に根気強く要望して行く必要があると思っています。地域がん登録全国協議会の理事の方々をはじめ、関係者の皆様のご支援とご協力が不可欠ですので、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

最後に、もう 1 つの課題について述べておきたいと思います。現在、本協議会は任意団体であります。今後、「腫瘍登録士」の養成へ向けた技術的、人材的

支援を行う場合が生じること、また、研修会の実施や資格認定のあり方を検討するべきこと等に対処するために NPO 法人化が必要ではないかと思っています。しかし、法人化に向けては多くの問題を抱えています。今後、理事、登録会員、関係諸兄姉と検討を進め、法人化へ向けた働きかけが必要と思っております。

皆様のご支援を受けて、地域がん登録の益々の発展に貢献したいと念じています。(2007/1/15 記)

理事長退任にあたって

大島 明

大阪府立成人病センター調査部

1998 年 9 月の総会で指名をいただいてから 2 期 8 年間、理事、監事、顧問、専門委員の役員の皆様と会員各位の絶大なご支援とご協力のもとに、理事長職を務めてまいりましたが、2006 年 9 月の総会で岡本直幸先生に無事バトンタッチをいたしました。何とか無事に理事長職を務めることができたこと、また、本協議会が「保健衛生の分野において実際的な活動や研究を行い、すぐれた業績をあげた団体」として 2005 年度の第 57 回保健文化賞を受賞することができたことは、すべて皆様のおかげです。改めて深くお礼を申し上げます。

当初、事務局基盤の強化と国レベルでの地域がん登録事業の位置づけの強化を課題としてあげて取り組むこととしていましたが、1999 年以降の個人情報保護法制化の動きの中で、地域がん登録事業が「本人の同意を得ないでデータを収集し、利用している」のは問題だと指摘され、その対応に追われることとなりました。NEWSLETTER を読み返しても、「シンポジウム『がん登録等疫学研究における個人情報保護』のご案内 (No.6、2000 年 1 月)」、「報告 がん登録等疫学研究における個人情報保護」(No.7、2000 年 8 月)、「報告 個人情報保護法制化の動きと地域がん登録事業」(No.8、2001 年 1 月)、「報告 疫学研究に関する倫理指針案とがん登録事業の取扱いについて」(No.10、2002 年 1 月)、「巻頭言 疫学研究に関する倫理指針の施行と健康増進法の成立」(No.11、2002 年 8 月)、「巻頭言 個人情報保護法制の整備と地域